

**おとがわ予防専門型通所サービス（介護予防通所介護相当サービス）料金表**  
（令和2年4月現在）

【ご利用対象者】 要支援1・要支援2・事業対象者の方

【営業日】 月曜～土曜日（但し、12/31～1/3は休業）

【サービス提供時間】 午前9時15分～午後4時30分

提供時間はケアプランによるため、ご利用者様によっては異なる場合があります。

予防専門型通所サービス（要支援1・要支援2・事業対象者の方）

サービス1ヶ月あたりの利用料金

（1単位=10.27円）

サービス内容		対象区分	
		要支援1 （週1回程度利用）	要支援2 （週2回程度利用）
介護保険対象	予防専門型通所サービス費	1,655単位 (380単位/回)	3,393単位 (391単位/回)
	運動器機能向上加算	225単位	
	サービス提供体制強化加算(1)	72単位	144単位
	介護保険対象計	1,952単位	3,762単位
実費	食費(1回あたりの金額)	食事代576円・おやつ代111円 合計687円	
	教材費(1回あたりの金額)	80円	

※予防専門型通所サービス費については、週1回程度は月4回まで週2回程度は月8回までは単価報酬とし、それらを超える利用については月額での包括報酬となります。

上記、利用料金の他に下記加算が算定されます。

- ① 介護職員処遇改善加算(1)として1ヶ月のご利用介護保険対象合計単位数に5.9%が加算されます。
- ② 地域区分として当施設は6級地に該当し、1単位=10.27円で計算されます。
- ③ 事業所と同一建物に居住する方が利用した場合、1ヶ月あたり下記単位数が減算となります。  
・要支援1の方 376単位 ・要支援2の方 752単位

※1ヶ月利用サービス単位数合計に10.27円を乗じた額に介護保険負担割合証に記された負担割合が利用者様負担額となります。(負担割合については、利用者様の所得額等により異なりますので介護保険負担割合証をご確認下さい。)

注) 予防専門型通所サービスの利用料は、月額定額制のため、体調不良等により当初ケアプランにて作成した予定より利用回数が少なかった場合や月の途中の利用開始、終了した場合においても下記に該当する場合を除いて日割り計算ができませんのでご承知おき下さい。

- ・月の途中に要介護から要支援または要支援から要介護に変更となった場合
- ・同一保険者管内での転居等により利用事業所を変更した場合